

「品質・生産性向上のための課題解決支援研修業務委託」に係る プロポーザル実施要領

第1 趣旨

本事業では、専門人材の育成により県内ものづくり企業の生産性を向上させるため、ものづくり系業種の管理監督者とその候補者を対象とした「品質向上」、「生産性向上」、「改善活動」、「DX推進（デジタル化）」等を進める上での課題解決方法や人材育成方法などを習得する研修の提案を募集するもの。

第2 業務内容

1 名称

品質・生産性向上のための課題解決支援研修業務委託
(以下「業務委託」という。)

2 委託期間 契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

令和8年度以降については、今回選定する事業者との間で、当該年度の県予算の範囲内において随意契約を行うことができるものとする。

3 業務委託の対象

本プロポーザルの対象となる業務委託の範囲及び提案書に記載する内容は次のとおりとする。

(1) 研修業務

次の事項に留意のうえ、研修の内容・カリキュラムを具体的に提案すること。

なお、研修を担当する講師について、担当する研修に係る実績、専門分野等をできる限り具体的に提案書に記載すること。

外部講師を予定している場合、業務内容等に係る講師との折衝も業務委託に含まれるものとする。

ア 受講者が実際に勤務する工場等を研修現場とする実践的な研修（以下、「現場実習」という。）を実施すること。ただし、各受講者は、各々の所属企業以外の企業の工場等で現場実習に参加するものとする。なお、現場実習は4名1班編成を基本とし、班ごとに専属の講師（世話人）を1名配置の上、各班指定の工場等を研修現場とすること。また、研修期間のうち同一の各工場等で3回程度実施するものとする。

※現場実習の受講者が所属企業と同業種の企業の工場等で研修に参加することを避けるなど、参加企業の秘密の保持に配慮すること。

※現場実習先企業・団体等の確保や各企業等との折衝も業務委託に含まれるものとし、県として企業等への同行や実習先候補企業等の情報提供は行わないものとする。

イ 生産現場において、品質・生産性向上のための課題解決方法や人材育成方法などの習得を図る研修であること。

ウ 課題解決実践力養成合宿*（1泊2日）を実施すること。

エ 全16回～20回とし、令和8年2月まで均等に研修を実施すること。

オ その他、改善活動、若年層への指導法など、課題解決のために必要な知識を得られるものであること。

*座学、生産現場での研修とは異なる内容（例：課題解決にあたり、課題を論理的に解決する手法や、部下・職場への普及の方法について体験的に学ぶもの）の研修を実施するものとする。

カ 管理監督者に必須となる「情報セキュリティ講座」を盛り込むこと。

(2) 受講者募集業務

県内企業へのPRや受講企業の募集等を行い、当該研修の受講者数を確保すること。

ア 定員を16名とし、最小開講人数を12名とする。

イ 研修効果を高めるため、12名以上（3班）を確保することが望ましい。

なお、12名未満で開講した場合は、次年度の随意契約は行わないものとする。

※受講者募集業務についても業務委託に含まれるものとし、県として企業・団体等への同行や受講者候補企業等の情報提供は行わないものとする。

(3) スケジュール

実施に向けたスケジュール（募集期間に配慮すること）、研修スケジュール等を具体的に提案すること。

(4) 実施体制

研修を実施するための人員体制（企画、準備、設営、進行管理等）や県との連絡担当者について提案すること。

※研修終了後、受講者が研修での学びを自職場で実践する際においては、少なくとも1か月間、助言・相談・面談等の求めに応じて、アフターフォローを行うこと。また、研修終了までに受講者のメーリングリストを作成するなど、受講者同志の情報交換・相互交流に資する仕組みを整備すること。

(5) 経費見積

項目や単価、数量など内訳がわかるように見積書を作成すること。

なお、取引に係る消費税及び地方消費税に係る課税業者にあつては取引に係る消費税及び地方消費税込みの額を、免税業者にあつては契約希望額を見積書に記載すること。

4 業務の実施場所

富山市内とする（現場実習を除く）。

※会場借上げ経費についても業務委託に含む。

5 研修の開始時期

令和7年8月に開始できるようスケジュールを検討のうえ、企画、提案すること。ただし、状況に応じ、県と協議の上、変更可能とする。

6 県が支出する委託料の上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※ただし、16名に満たない場合、以下により算出した額を上限額とする。

5,832,000円+198,000円×受講者数（最小12名～最大16名）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定する。

第3 参加資格

資格者は次の全ての要件を満たす者とする。

- 1 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- 2 プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- 3 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第145号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等（個人の場合はその者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- 7 法人の役員等（非常勤の役員を含む）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ①成年被後見人、非保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補

- 助人又は営業を許可されていない未成年者
②破産者で復権を得ない者
③禁錮刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 8 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けていない者であること。

第4 プロポーザルの参加手続等

1 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）に電子メール又はFAXにて提出すること。（電話で到達確認をすること。）

2 質問・照会

本プロポーザルについての質問は、質問書（様式2）に記載のうえ令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）受け付けるものとし、質問に対する回答は令和7年5月7日（水）までに全ての参加者に通知をする。

質問は電子メール又はFAXにて提出すること。（電話で到達確認をすること。）

3 受け付けない質問項目

- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

第5 提案書等の提出

提案書等の提出については次のとおりとする。
なお、提案書等の提出は、各提出者1案に限る。

1 提出期限

令和7年5月15日（木）午後5時まで（必着）
（電話で到達確認をすること。）

2 提出書類

- ア 提案書（様式3）
- イ 企画説明書（様式4）
- ウ 見積書（様式任意）
- エ その他企画説明に必要な資料等
- オ 最近実施した本事業類似の業務実績が分かる資料

3 提出方法

電子メールにより、電子データで提出すること。
（電話で到達確認をすること。）

第6 審査

1 審査方法

本プロポーザルは、プレゼンテーションは実施せず、選定委員会を設置し、提案書等提出書類に基づき受託候補者を選定する（必要に応じてヒアリングを実施）。また、評価のポイントは次のとおりとする。

(1) 企画内容

- ア 県内企業の生産現場等の状況を踏まえた研修内容となっているか
- イ 幅広い業種に対して実践的な研修内容であるか
- ウ 各受講者の生産現場に即した実践的な研修内容か
- エ 課題解決力の向上と生産性の向上が意識づけられ、指導者を育成する研修内容となっているか
- オ 受講者にとって、分かりやすく効果が期待できる内容か

(2) 運営計画

- ア 定員を満たす受講者数の確保が見込める募集計画となっているか。
- イ 必要な現場実習先企業等の確保が見込めるか
- ウ 実施、運営に関する組織体制づくりは適切か
- エ 研修を企画実施する能力・実績はあるか
- オ 経済的な実施、研修計画となっているか
- カ 県内企業の生産現場に精通した講師を用意するなど、受講者に寄り添った活動支援が見込めるか

(3) その他

実施に向けたスケジュールは適当か

2 審査結果の通知

審査結果については、後日、書面にて提案者全員に通知するとともに、以下の事項については県ホームページで公表する。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

- ・選定した契約候補者の名称
- ・契約候補者の選定理由

第7 その他

- 1 提案書等の作成、提出に係る経費は、提案者の負担とする。
- 2 提案者が次に掲げる事項に該当した場合は、失格とする。
 - (1) 各提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - (2) 本実施要領に定める手続き等に違反した場合
 - (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合
- 3 原則として提案書等の提出後において、記載された内容の変更は認めない。
- 4 選定委員会が採択を決定した提案書の提出者とは、契約条件を協議のうえ、富山県会計規則第101条（昭和62年富山県規則第17号）の規定により定められた予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。

- 5 受託者として選定された者は、本業務の内容を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部について、県があらかじめ認めた場合はこの限りではない。
- 6 提出された提案書及びその添付書類は返却しない。
なお、提出された提案書を、提出者に無断で使用することはない。
ただし、審査のため提案書の複製を作成することがある。
- 7 受託者として選定された者は、品質・生産性向上のための課題解決支援研修業務の実施に向けて最善を尽くすこと。

第8 主なスケジュール

4月22日（火）から4月30日（水）	参加申込み、質問受付
5月 7日（水）まで	質問回答
5月15日（木）まで	提案書等提出期限
5月中旬から下旬	選定委員会、審査結果通知
6月初旬予定	契約書締結

第9 提出先・問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室 労働政策課 人材育成担当 渡邊
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL:076-444-3260 FAX:076-444-4405
E-Mail: atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp